

埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程

昭和三十九年四月二十一日
告示第三百十号

(趣旨)

第一条 この規程は、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）第二条第二項の規定に基づき、不動産鑑定業者登録簿その他の書類の写し（以下「登録簿等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、埼玉県不動産鑑定業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号埼玉県企画財政部土地水政策課内に設置する。

(閲覧時間)

第三条 登録簿等の閲覧時間は、午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時四十五分までとする。

(定期休日)

第四条 閲覧所の定期休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

(閲覧時間の変更及び臨時休日)

第五条 登録簿等の整理その他必要がある場合は、閲覧時間を変更し、又は定期休日のほか、臨時に休日設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第六条 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿等に所定の事項を記入して、当該職員の手を受けなければならぬ。

(登録簿等の持出禁止)

第七条 登録簿等を閲覧する者は、登録簿等を閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し又は禁止することができる。

- 一 前二条に違反した者又は当該職員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年二月十三日告示第二百五号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 昭和三十九年埼玉県告示第三百九号（埼玉県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置）は、廃止する。

附則（平成四年十月二日告示第千三百四十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日告示第四百九十六号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十三年三月三十日告示第五百二十号）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年五月一日告示第七百四十五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日告示第八百二十五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日告示第七百八十七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日告示第四百七十号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日告示第五百十九号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。